

# 山梨県公報

号外第十九号

平成二十一年

三月三十一日

火 曜 日

## 目 次

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則……………一

## 規 則

### 山梨県規則第十五号

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 削除」を「第五節 自動車取得税（第三十六条 第四十三条）

第五節の一 軽油引取税（第四十四条 第五十二条の

二）を、「第一節 自動車取得税（第五十二条の十一 第五十三条の十八）」を「第

三）」「第二節 軽油引取税（第五十四条 第六十三条）」を「第

一節及び第二節 削除」に改める。

第二条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を

第四号とする。

第九条中「第七百条の二十一第二項」を「第四百四十四条の二十九第二項」に改める。

第二十二条の十二第四号の二中「第七十三条の四第一項第三号」の下に「第三号の二」を、「同項第三号」の下に「第三号の二」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の三 一般社団法人若しくは一般財団法人若しくはこれらの法人の設立関係者又は

社会福祉法人の設立関係者が、当該一般社団法人若しくは一般財団法人が法人税法

（昭和四十年法律第二十四号）第二条第九号の二に規定する非営利型法人に該当することとなる日又は当該社会福祉法人の設立登記の日前において、法第七十三条の

四第一項第三号の二に規定する施設の用に供する目的で不動産を取得し、当該一般社団法人若しくは一般財団法人が非営利型法人に該当することとなつた日又は当該社会福祉法人の設立登記の日以後に当該一般社団法人若しくは一般財団法人又は当該社会福祉法人が当該不動産を同号に規定する用に供した場合の当該不動産

第二章第五節を次のように改める。

第五節 自動車取得税

（自動車取得税の修正申告書）

第三十六条 条例第九十七条第二項に規定する規則で定める様式は、自動車取得税修正申告書（第八十一号様式）とする。

（収納印）

第三十七条 条例第九十八条第一項に規定する規則で定める印影は、第八十二号様式とする。

（自動車取得税の納税済印）

第三十八条 条例第九十八条第二項に規定する規則で定める様式は、第八十三号様式とする。

（譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予の申告書等）

第三十九条 条例第一百条第五項に規定する規則で定める様式は、自動車取得税徴収猶予申告書（第八十四号様式）とする。

2 条例第一百条第六項に規定する規則で定める様式は、自動車取得税還付申請書（第八十五号様式）とする。

（自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付等の申請書）

第四十条 条例第一百一条第二項に規定する規則で定める様式は、自動車取得税還付（納付義務免除）申請書（第八十六号様式）とする。

（自動車取得税の減免の申請書）

第四十一条 条例第一百二条第二項に規定する規則で定める様式は、自動車取得税減免申請書（第八十七号様式）とする。

（自動車取得税の減免申請の期限）

第四十二条 条例第一百二条第二項に規定する申請書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 条例第一百二条第一項第一号及び第二号 条例第九十六条第一項の規定により申告書を提出する日

二 条例第一百二条第一項第三号から第六号まで 条例第九十六条第一項の規定により申告書を提出した日から三十日を経過する日

（自動車取得税に係る更正等の通知）

（自動車取得税に係る更正等の通知）

**第四十三条** 法第二百九条第四項、第三百二十二条第五項又は第三百三十三条第四項の規定による通知は、自動車取得税更正・決定・加算金決定通知書（第八十八号様式）により行うものとする。

第二章第五節の次に次の一節を加える。

第五節の二 軽油引取税

（軽油引取税の特別徴収義務者の登録等の申請書）

**第四十四条** 条例第一百二十二条第一項に規定する規則で定める様式は、軽油引取税特別徴収義務者登録申請書（第八十九号様式）とする。

2 条例第一百二十二条第四項に規定する規則で定める様式は、軽油引取税特別徴収義務者登録変更申請書（第九十号様式）とする。

（軽油引取税特別徴収義務者証の再交付の申請）

**第四十五条** 条例第一百十三条の規定により証券の交付を受けた軽油引取税の特別徴収義務者は、当該証券を破損し、又は亡失したときは、直ちに、軽油引取税特別徴収義務者証再交付申請書（第九十一号様式）により県税事務所に再交付を申請しなければならない。

（免税軽油使用者証の書換えの申請）

**第四十六条** 免税軽油使用者は、条例第一百十三条の六第四項（条例附則第十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により免税軽油使用者証の書換えを申請する場合には、免税軽油使用者証書換え申請書（第九十二号様式）を県税事務所長に提出しなければならない。

（免税軽油使用者証等の返納書）

**第四十七条** 条例第一百十三条の六第五項（条例附則第十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定による免税軽油使用者証の返納は、免税軽油使用者証返納書（第九十三号様式）に当該免税軽油使用者証を添付して行うものとする。

2 条例第一百十三条の七第八項（条例附則第十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する条例第一百十三条の六第五項の規定による免税証の返納は、免税証返納書（第九十三号様式）の二に当該免税証を添付して行うものとする。

（免税証の受領書の提出）

**第四十八条** 免税軽油使用者は、条例第一百十三条の七第四項（条例附則第十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により免税証の交付を受けた場合には、受領書を県税事務所長に提出しなければならない。

（免税証の亡失の届出）

**第四十九条** 免税軽油使用者は、免税証を亡失したときは、直ちに、免税証亡失届出書（第九十三号様式）の二に、その事実を証する書類を添付して、県税事務所長に届出なければならない。

（軽油引取税の徴収猶予の申請）

**第五十条** 法第四百四十四条の二十九第一項（法附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により徴収猶予を受けようとする軽油引取税の特別徴収義務者は、軽油引取税徴収猶予申請書（第九十三号様式）の四にその理由を証する書類を添付して、県税事務所長に申請しなければならない。

（軽油の返還に係る届出等）

**第五十一条** 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部を当該特別徴収義務者に返還した場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びこの数量を証するに足りる書類を添付して、軽油の返還に係る届出書（第九十三号様式）の五）により県税事務所長に届け出なければならない。

2 前項の軽油の返還があつた場合において、既に軽油引取税額の全部又は一部が納入されているときは、当該納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする当該特別徴収義務者は、軽油の返還に係る軽油引取税還付申請書（第九十三号様式）の六）により県税事務所長に申請しなければならない。

（免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことについての承認申請）

**第五十二条** 法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項（法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）次条において同じ。）の規定により免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことについて承認を受けようとする免税軽油使用者は、免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことについての承認申請書（第九十三号様式）の七）により県税事務所長に申請しなければならない。

（免税軽油に係る軽油引取税の納入の免除又は還付の申請）

**第五十二条**の二 法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により納入の免除又は還付を受けようとする免税取扱特別徴収義務者は、免税軽油に係る軽油引取税納入免除・還付申請書（第九十三号様式）の八）により県税事務所長に申請しなければならない。

（軽油引取税に係る更正等の通知）

**第五十二条**の三 法第四百四十四条の四十四第四項、第四百四十四条の四十七第五項又は第四百四十四条の四十八第四項の規定による通知は、更正・決定・加算金決定通知書（第九十三号様式）の九）により行うものとする。

第五十三条の二の九を削る。

第五十三条の八第二項中「第百十九条の二」を「第九十八条第一項」に改める。



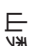

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除





第五十三条の十二から第六十三条まで 削除

第三号様式中「 」を「 」に改める。

第七号様式中

を

に改める。

第三十四号様式中「 」を削り、





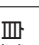



	
	

を  に改める。

第三十五号様式中「 」を削る。

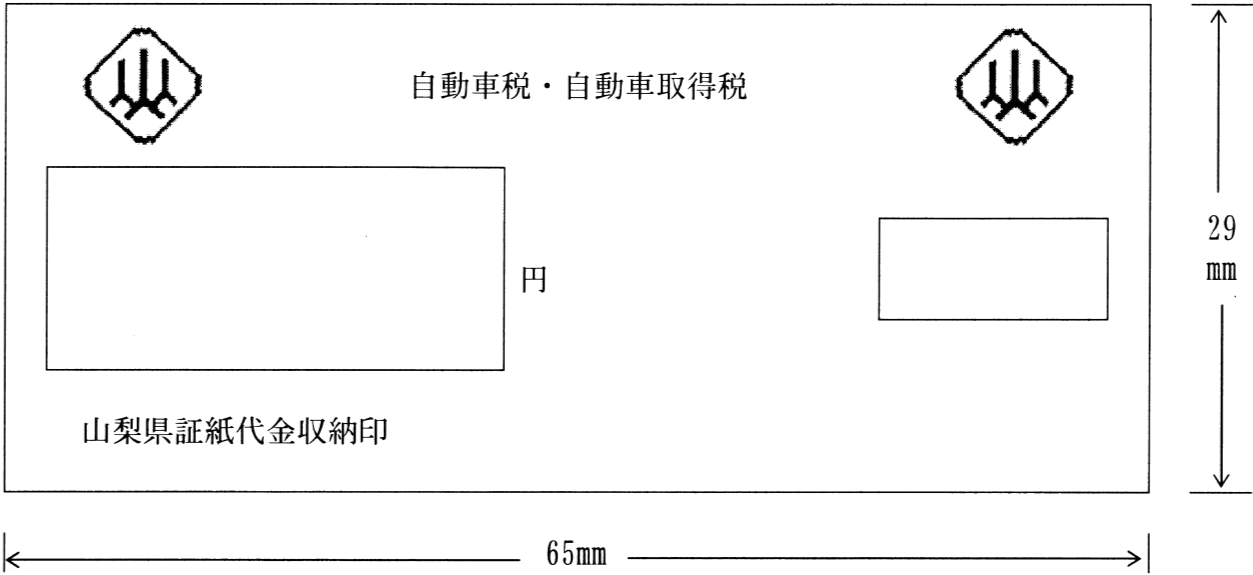
を  に改める。

第三十九号様式中			
	自動車税		自動車取得税
	鉱区税		軽油引取税
	固定資産税		自動車税
	自動車取得税		鉱区税
	軽油引取税		固定資産税
を			
に改め			

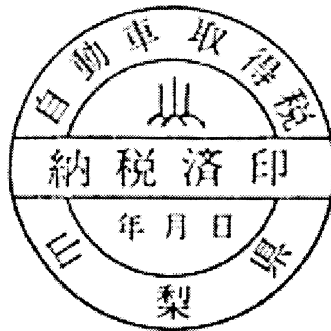
る。  
第八十一号様式から第九十三号様式までを次のように改める。

自動車取得税修正申告書				
山梨県総合県税事務所長 殿		年 月 日		
		申告義務者 氏名(名称) 住所(所在地)		印
		譲渡者 氏名(名称) 住所(所在地)		
登録(車両)番号		取得年月日		
		初度登録年月		
取得の原因	(売買)(贈与)(相続)(合併)(分割)(譲渡担保) (その他)			
種類			車体の形状	
用途	(自) (営) (公)	車名		
形式			総排気量	
車台番号			最大積載量	
定置場				
最大乗車定員	人		旧登録番号	
取得価格	円			
この申告前の申告、更正又は決定に係る	課税標準額	円	税率	
	既に納付の確定した額	円		
この申告に係る	課税標準額	円	税率	
	税額	円		
この申告に係る税額から既に納付の確定した税額を控除した額		円		

第82号様式(第37条関係)



第83号様式(第38条関係)



備考

- 1 大きさは、直径3センチメートルとする。
- 2 日付は、差込みとする。
- 3 黒肉を用いること。

自動車取得税徴収猶予申告書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所(所在地)

氏名(名称)

印

山梨県県税条例第100条第5項の規定により、次のとおり同条第1項の適用がある旨を申告します。

登録(車両)番号	
取得年月日	年 月 日
車名 型式 年式	
種類	(乗用車)(バス)(トレーラー)(軽自動車) (トラック)(三輪車)(特種用途車)
用途	(自)(営)(公)
譲渡担保財産の設定 年月日	年 月 日
譲渡担保財産を設定 者に移転する予定年 月日	年 月 日
理由	

第85号様式（第39条関係）

自動車取得税還付申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

印

山梨県県税条例第100条第6項の規定により、次のとおり自動車取得税の還付を申請します。

登録（車両）番号	
取得年月日	年 月 日
車名 型式 年式	
種類及び用途	（乗用車）（バス）（トレーラー）（軽自動車） （トラック）（三輪車）（特種用途車） （自）（営）（公）
譲渡担保財産の設定 年月日	年 月 日
譲渡担保財産を設定 者に移転した年月日	年 月 日
年度及び税額	年度 円
納付年月日	年 月 日
還付を受けようとする 金額	円

自動車取得税還付（納付義務免除）申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

印

山梨県県税条例第101条第2項の規定により、次のとおり自動車取得税の還付（納付義務免除）を申請します。

登録（車両）番号	
取得年月日	年 月 日
車名 型式 年式	
種類及び用途	（乗用車）（バス）（トレーラー）（軽自動車） （トラック）（三輪車）（特種用途車） （自）（営）（公）
自動車 販売業 者	住所（所在地）
	氏名（名称）
返還の理由	
返還した年月日	年 月 日
年度及び税額	年度 円
納付年月日	年 月 日
還付（免除）を受けようとする金額	円



第87号様式（第41条関係）

（その1）

自動車取得税減免申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

印

山梨県県税条例第102条第2項の規定により、次のとおり自動車取得税の減免を申請します。

登録（車両）番号	
取得年月日	年 月 日
車名 型式 年式	
種類及び用途	（乗用車）（バス）（トレーラー）（軽自動車） （トラック）（三輪車）（特種用途車） （自）（営）（公）
年度及び税額	年度 円
減免を受けようとする理由	

(その2)

自動車取得税減免申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

申請者  
住所  
氏名 印

山梨県県税条例第102条第2項の規定により、次のとおり自動車取得税の減免を申請します。

減免を受けようとする者及びその自動車取得税等	取得者	住所				
		氏名				
	身体障害者等との関係					
	自動車取得税	年度	取得年月日	税額	円	
身体障害者手帳等の記載内容等	住所					
	氏名		年齢			
	番号及び交付年月日	第	号	年	月	日
	障害名					
	障害等級					
自動車を運転する者及びその運転免許証の記載内容等	住所					
	氏名					
	身体障害者等との関係					
	運転免許証の記載内容	種類				
		番号				
		交付年月日		年	月	日
有効期限			年	月	日	
条件						
自動車の登録番号等	登録(車両)番号					
	主たる定置場					
	種類					
	用途					
	使用目的					

自動車取得税更正・決定・加算金決定通知書

第 年 月 日 号

殿

山梨県総合県税事務所長 印

次のとおり、更正 (決定) 及び加算金決定をしたので通知します。この通知による不足税額及び加算金額は、指定した納期限までに納付してください。

登録番号		指定納期限	年 月 日			
区分		更正・決定による額	既に納付の確定した額	差引過不足額		
課税標準額	①	円	円	円		
税額	$(\text{①} \times \frac{\text{---}}{100})$	円	円	円		
区分	基礎となる税額	割合	加算金額	既に納付の確定した額	差引過不足額	
過少申告加算金	円	%	円	円	円	
不申告加算金	円	%	円	円	円	
重加算金	円	%	円	円	円	
更正・決定・加算金決定の根拠	地方税法第 129 条、第 132 条、第 133 条					

(裏面)

第 47 号様式裏面に同じ。

( その 1 )

軽油引取税特別徴収義務者登録申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

( 特別徴収義務者 )

住所 ( 所在地 )

氏名 ( 名称 )

印

山梨県県税条例第 1 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり軽油引取税の特別徴収義務者の登録を申請します。

事務所又は事業所	所在地		
	名称		
	代表者の氏名		
軽油の貯蔵設備の概要	貯蔵タンク数	貯蔵容量	その他参考事項
	基		
事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合に あつては事務所又は事業所の事業開始年月日、 事務所又は事業所の事業を開始した後において特 別徴収義務者として指定された場合にあつては特 別徴収義務者として指定された日		事業開始 年月日 年 月 日	指定日
元売業者の名称			

(その2)

軽油引取税特別徴収義務者登録申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

(特別徴収義務者)

住所 (所在地)

氏名 (名称)

印

山梨県県税条例第112条第1項の規定により、次のとおり軽油引取税の特別徴収義務者の登録を申請します。

軽油の納入地	納入を受ける者	
	住所 (所在地)	氏名 (名称)
元売業者の名称		

軽油引取税特別徴収義務者登録変更申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所(所在地)

氏名(名称)

印

山梨県県税条例第112条第4項の規定により、次のとおり軽油引取税の特別徴収義務者の登録の変更を申請します。

変更年月日

年 月 日

変更事項

新

旧

第91号様式(第45条関係)

山梨県公報号外

第十九号

平成二十一年三月三十一日

軽油引取税特別徴収義務者証再交付申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所(所在地)

氏名(名称)

印

山梨県県税条例施行規則第45条の規定により、次のとおり軽油引取税特別徴収義務者証の再交付を申請します。

登録番号

登録年月日

申請の理由

免税軽油使用者証書換え申請書					
					年 月 日
山梨県総合県税事務所長 殿					
住所（所在地）					
氏名（名称）					
印					
<p>山梨県県税条例第113条の6第4項（附則第12条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり免税軽油使用者証の書換えを申請します。</p>					
事務所又は事業所所在地					
業種名					
免税軽油使用者証の番号					
区分		新		旧	
機械車両又は設備の明細	所在地				
	名称	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称				
	型式				
	軸馬力				
	燃焼方式				
	台数				
	用途				
年間見込所要数量		リットル	リットル	リットル	リットル
書換えの理由					



第93号様式(第47条関係)

免税軽油使用者証返納書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所(所在地)

氏名(名称)

印

山梨県県税条例第113条の6第5項(附則第12条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり免税軽油使用者証を返納します。

免税軽油使用者証の番号

有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

第九十三号様式の次に次の八様式を加える。

第93号様式の2（第47条関係）

免税証返納書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

印

山梨県県税条例第113条の7第8項（附則第12条の13第2項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同条例第113条の6第5項（附則第12条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり免税証を返納します。

種類	交付		使用		返納	
	枚数	業種の略称 及び番号	枚数	業種の略称 及び番号	枚数	業種の略称 及び番号
リットル券						
リットル券						
リットル券						
リットル券						
リットル券						

免税証亡失届出書					
年 月 日					
山梨県総合県税事務所長 殿					
住所（所在地）					
氏名（名称）					
印					
山梨県県税条例施行規則第49条の規定により、次のとおり免税証を亡失したので届け出ます。					
免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地					
業種名					
免税軽油使用者証の番号					
亡失した免税証の種類及び番号	リットル券	リットル券	リットル券	リットル券	リットル券
	号から号まで	号から号まで	号から号まで	号から号まで	号から号まで
亡失の理由					

第93号様式の4（第50条関係）

軽油引取税徴収猶予申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

印

地方税法第144条の29第1項（附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、次のとおり徴収猶予を申請します。

徴収猶予の対象	課税対象年月	年 月
	申告納入すべき税額 ①	円
	納期内に納入する税額②	円
	徴収猶予を受けようとする税額 ①-②	円
徴収猶予を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日までの間
徴収猶予を受けようとする理由		
担保の内容		

軽油の返還に係る届出書			
山梨県総合県税事務所長 殿		年 月 日	
		住所（所在地）	
		氏名（名称）	印
<p>地方税法第144条の31第1項の規定により、次のとおり軽油の返還があつたので届け出ます。</p>			
販売契約の解除に係る引取りの行われた軽油の数量		販売契約の解除に伴い返還があつた軽油の数量	
年月日	数量	年月日	数量
	リットル		
計			リットル
販売契約の解除年月日	年 月 日		
解除に係る販売契約の相手方			
販売契約の解除の理由			

第93号様式の6（第51条関係）

軽油の返還に係る軽油引取税還付申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

印

地方税法第144条の3第1項の規定により、次のとおり還付の申請をします。

課税対象年月	
申告納入すべき税額及びこれに係る徴収金 ①	円
返還があつた軽油に対応する税額及びこれに係る徴収金 ②	円
更正後の納入すべき税額及びこれに係る徴収金 (①-②) ③	円
既に納入した税額及びこれに係る徴収金 ④	円
還付を受けようとする税額及びこれに係る徴収金 (④-③)	円

免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことについての承認申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所(所在地)

氏名(名称)

印

山梨県県税条例施行規則第52条の規定により、次のとおり免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことについて承認を申請します。

免税証の交付の申請に係る軽油の数量	
上記に掲げる数量のうち交付した免税証に係る軽油の数量	
免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた理由	
免税軽油以外の軽油を免税用途に供した年月日及びその数量	年 月 日
	リットル
免税軽油以外の軽油を引き取った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称	
免税証の交付を申請することができなかつた理由	



第93号様式の8 (第52条の2関係)

免税軽油に係る軽油引取税納入免除・還付申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所 (所在地)

氏名 (名称)

印

地方税法第144条の31第 項の規定により、次のとおり納入の免除又は還付を申請します。

課税対象年月	
申告納入すべき税額及びこれに係る徴収金 ①	円
既に納入した税額及びこれに係る徴収金 ②	円
免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことについての承認に係る軽油の数量に対応する税額及びこれに係る徴収金 ③	円
還付を受けようとする税額及びこれに係る徴収金 ④ ③ - (① - ②)	円
納入免除を受けようとする税額 (③ - ④)	円

第9号様式の9 (第52条の3関係)

山梨県

(税目 軽油引取税)

更正・決定・加算金決定通知書兼領収書

第 年 月 日 号

住所 (所在地) 氏名 (名称)	殿
---------------------------	---

山梨県総合県税事務所長 印

次のとおり、更正 (決定) 及び加算金決定をしたので通知します。この通知による不足税額及び加算金額は、指定した納期限までに納付してください。

課税対象年月	年 月 分
--------	-------

本税	区分	更正・決定による額等	既に納入 (納付) の確定した額等	差引過不足額等		
	課税標準量 (リットル)					
税率 (円)						
税額 (円)				①		
加算金	区分	基礎となる税額	割合 (%)	加算金額	既に納付の確定した額	差引過不足額
	加算金 (円)					②
重加算金 (円)						③
申告書提出期限		申告書提出年月日	指定納期限	不足額及び加算金合計 (円) ①+②+③		
年 月 日		年 月 日	年 月 日	延滞金 (円)		
更正・決定・加算金決定の根拠		合計 (円)				

左記のとおり領収しました。

領収日付印

(裏面)

第47号様式裏面に同じ。

第九十五号様式中「E 様」を削る。

第九十六号様式中

「E 様」を削る。

「E 様」を削る。

を  
「E 様」を削る。

に改める。

第九十九号様式の二中

「E 様」を削る。

「E 様」を削る。

を  
「E 様」を削る。

に改める。

第百号様式を次のように改める。

第100号様式 削除

第百十九号様式から第百四十三号様式までを次のように改める。

第119号様式から第143号様式まで 削除

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県税条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県税条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番